

電波監理審議会 有効利用評価部会（第14回） 議事録

1 日時

令和5年4月4日（火）13：00～14：25

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理
砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

豊嶋 基暢（電波部長）

市川 憲史（電波部電波政策課課長補佐）

(4) 事務局

近藤 玲子（総合通信基盤局総務課長）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の無線局)に係る 電波の有効利用の程度の評価について.....	1
	(2)	その他.....	3 3
3. 閉	会	3 4

開 会

○林部会長 それでは、始めさせていただきたいと思います。間もなく定刻となりますので、少し早いですが、ただいまから、電波監理審議会有効利用評価部会の第14回会合を開催いたします。

特別委員の先生方におかれましては、本日もお忙しいところ御参集くださいます、誠にありがとうございます。

本日は電監審委員の笹瀬委員と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

本日も、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るという観点からウェブによる開催とさせていただいております。

また、本日の議事に関しまして、総務省から資料説明のため、担当課に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

議 事

- (1) 令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価について

○林部会長 それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、議事の(1)令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価について検討を行いたいと存じます。

3月13日の部会におきまして、総務省から、令和4年度電波の利用状況調

査の調査結果につきまして、御報告を受けたところでございますけれども、本日は、このうち重点調査対象のシステムに関しまして、御議論を頂戴したいと存じます。

まずは、重点調査結果のうち、120MHz帯の航空無線につきまして、電波政策課の市川課長補佐より御説明をお願いいたします。市川様、よろしくお願いいたします。

○市川電波政策課課長補佐 林部会長、ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました、電波政策課の市川でございます。

私から120MHz帯の航空無線及び、60MHz帯の市町村防災行政無線、これら重点調査対象システム2件について御説明を差し上げたいと思います。

まずは、120MHz帯の航空無線につきまして、調査結果のまとめに基づきまして、御報告を差し上げたいと思います。

8ページを御覧ください。今回の資料は、12回の有効利用評価部会におきまして、御報告を差し上げた際に使用した資料のうち、後半の詳細な調査結果を抽出して、再構成したものです。

こちら、8ページと9ページに、120MHz帯の航空無線の重点調査結果のまとめを記載しておりますので、こちらに基づいて御説明を差し上げます。左側の①から⑩まで記載しておりますものは、有効利用評価方針において評価の事項として記載されている事項でございます。これらに基づいて、調査結果の中から対応するものをまとめたものがこちらの資料になっております。

①から御紹介します。まず、無線局の数ですが、こちらは前回、令和2年度の調査からおおむね横ばいという調査結果となっております。

次に、②無線局の行う無線通信の通信量、こちらの年間の発射日数につきましては、365日と回答した局ですとか、それより1区分下の271日から364日と回答した無線局が多い状況です。航空無線について、1日の発射時間帯

を見ますと、日中の発射が多く深夜の通信が少ないという傾向がうかがえる結果となっています。また、今後3年間の通信量の増減予定につきましては、多くの免許人が増減の予定なしという回答状況でした。

続きまして、③電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況です。こちらについては17ページを御覧ください。120MHz帯の航空無線ですが、こちらはアナログのシステムとなっております。アナログシステムの利点に着目して、今後も航空無線は、アナログシステムの運用を継続する方向ですので、技術的な観点から御覧いただくとすると、狭帯域対応設備の導入をどう評価するかと考えています。

狭帯域対応設備の導入予定ですが、多くの無線局は導入予定がないという回答状況です。横棒のグラフで見ますと灰色の「導入予定なし」の回答が最も多くなっておりますが、他方で、青い「狭帯域対応システムを導入済みである」と回答した局も、航空機局では36.5%、航空管制用無線では20.1%と、それなりの数が導入済みという回答になっており、局の種類によって、若干導入状況に違いが出てきている状況です。

18ページを御覧ください。では、導入予定なしと回答した方々に、その理由を追加で尋ねた結果がこちらです。航空無線の航空局、航空機局につきましては設備の更新予定がないため、航空管制用無線については、その他が一番多いという回答結果です。なお、航空管制用無線のその他の中身ですが、こちらは「導入計画によるため」といった回答が最も多くなっております。航空管制用無線の免許人は国土交通省ですが、そちらの導入計画によるためということで回答しているところが多い状況でした。

設備に関する補足といたしまして、次の19ページも御覧ください。現在使用している無線設備の使用年数も尋ねておりまして、この中では、真ん中のほうにある青い「10年以上20年未満」と回答した局が最も多いという状況で

すが、それよりも右側に緑色の「20年以上30年未満」、紺色の「30年以上」といった部分もあり、それらの割合も、特に航空管制用無線で、かなり多くを占めていることも御確認いただけるのではないかと思います。

では、9ページのまとめにお戻りください。続いて、④の免許人の数ですけれども、こちらも①の無線局の数と同じようにおおむね横ばいという状況です。

次に、⑤無線局の目的及び用途です。無線局の目的というのは免許状に記載するものでございますが、航空無線の航空局、航空機局につきましては、一般業務用の航空機の運用に関する事項というものが多く、一方で、航空管制用無線は、公共業務用の航空交通管制に関する事項等が100%を占めているという状況です。

次の⑥無線設備の使用技術、こちらは先ほど狭帯域設備の導入状況について申し上げましたが、それと同様でございます。

次に、⑦無線局の具体的な使用実態ですが、こちらは調査票調査で確認した内容について発射状況調査で裏づけを取っておりますので、その内容について御説明を差し上げます。

14ページを御覧ください。航空無線ですが、年間の電波の発射日数をそれぞれ尋ねておりました、最も多い割合が航空無線の航空局と航空管制用無線については、365日、そして航空局については、271日から364日という状況でした。

次の15ページを御覧ください。1日で見えた場合の発射時間帯について、先ほど深夜の通信が少ないと申し上げましたが、こういった折れ線のグラフからもその傾向が見てとれる状況でして、これらの裏づけとなるような形で、発射状況調査を実施しております。

26ページを御覧ください。今回は発射状況調査を実施した3局全ての調査結果を資料に添付しております。

まず、1つ目のA局ですが、こちらは航空無線の航空局でございます。年間の発射日数は365日と回答した無線局が多かったと申し上げましたが、上段のグラフでは、30日間の調査期間中、毎日、電波が発射されている状況が確認できたというところでした。下段の1日単位の発射時間帯ですが、若干棒グラフの高さが低いですが、深夜から早朝にかけての時間帯に発射が少なくなっていることが確認できると考えております。

27ページを御覧ください。次のB局と、このページの後のC局につきましては航空管制用無線です。こちらの上段のグラフでは、30日間常に電波が発射されている状況でして、下の1日当たりの発射時間帯も特に深夜から早朝にかけての時間帯の通信が少ないということで、調査票調査で確認された一般的な傾向と同様のものが見えていると思っております。

28ページも御覧ください。こちらの高さは若干異なりますが、同様の結果となっています。

それでは、9ページにお戻りいただけますでしょうか。続いて、⑧他の電気通信手段への代替可能性と、飛んで⑩使用周波数の移行計画ですが、こちらにつきましては、ともに航空無線120MHz帯については、代替ですとか移行が求められておりませんので、調査結果の中では対応するものがなく、横棒「ー」としております。

あと最後に⑨を御紹介いたしますと、16ページを御覧ください。周波数区分ごとのMHz当たりの空中線電力の密集度を御確認いただくと、こちら、右側の表が航空機局、左側が航空無線の航空局と航空管制用無線として記載されております。

右側の航空無線は緑色で塗り潰されております。多くの無線局が、この周波数帯の中の電波を全て発射できるような状況になっていることから、緑色でほぼ塗り潰されるような形で表示されておまして、比較的密集度が高いものを

赤い線を表示しておりますが、それと緑色の部分を見比べても大きく違いがないということで、航空機局については、非常に幅広い範囲で、偏りなく電波が使用されている状況が御確認いただけると思います。

また、左側、航空無線の航空局と航空管制用無線ですが、周波数帯全体で見ますと、赤色と青色のすみ分け、偏りが見えるところです。青いものが航空無線の航空局、赤いものが航空管制用無線を表しておりますが、特に航空管制用無線については、1か所、特に密集しているところがあるということが御確認いただけると思います。

評価の事項に対応する①から⑩までの御説明は以上でございますが、次に、資料14-2を御確認いただけますでしょうか。有効利用評価方針の抜粋ということで、今回の一般の無線局、つまり、携帯電話・BWA及び公共業務用「以外」の無線局の評価について記載された部分を抜粋しております。

今、御説明差し上げた①から⑩は、3の(1)評価の事項や、(2)の評価の方法及び基準に対応する内容の説明でした。先ほど御説明差し上げた①から⑩についての御検討といったものが(2)のアに当たると思いますし、狭帯域対応設備について御説明差し上げましたが、周波数再編アクションプランには「狭帯域システムに対応したチャンネルプランの検討を行う」ということで記載がございますので、アクションプランとの関係を御検討いただく場合は、(2)のウに基づきまして、先ほどの狭帯域対応設備についての御検討をいただくのではないかと考えております。

あと、このページですと下段になりますけども、併せて考慮すべき事項ということで2点記載がございますので、さらにその2点について簡単に御説明差し上げたいと思います。

5(1)及び(2)がございまして、電波利用システムの社会的貢献性についての視点が(1)でして、(2)というのが、災害時等の対策、継続的な運用

を確保するための取組状況ということで、併せて考慮すべき事項であるということが記載されています。

これらに対応する設問、調査結果もごさいます。資料14-1の、25ページを御確認いただけますでしょうか。無線システムの社会的貢献性に関する設問です。航空無線につきましては、航空機の安全な運行を確保するための無線システムということで、社会的な貢献性があるシステムであると認識しておりますけども、では、免許人の認識はどのようなかということで、先ほど評価の方針に記載されていた項目を選択肢として挙げさせていただき、免許人の考えを聞いたものです。航空管制用無線航空局と航空機局につきましては、「国の安全確保及び公共の秩序維持」ということで回答されている方が最も多く、一番上の航空無線、航空局につきましては、「国民の生活の利便の向上」といった選択肢で回答している免許人が最も多いという状況でございまして。

次に、考慮事項の2点目、災害時を想定した運用継続性確保のための取組ですが、まず、20ページを御覧ください。こちらは、固定的に使われる局である航空局を挙げて、災害対策、運用継続のための取組を聞いたものでございまして。まずは設備ですとか装置等の対策ということで、ハード的な取組を聞いたものでございまして。こちらは61.5%ですとか81.8%の免許人が「対策を実施している」ということで御回答いただいております。

21ページを御覧ください。21ページのほうは、運用管理ですとか体制の有無ということで、ソフト的な取組を聞いたものでございまして、若干数値は異なりますが、同じように62.5%ですと、92%超といったような免許人が対策をしているという回答状況でございまして。

22ページを御覧ください。こちらは航空機局につきましては、対策の有無を尋ねたものです。先ほどの固定的に使われる局と違って、航空機局は移動して使う局ですので、1か所にとどまっていないということから、固定的に使われ

る局に求められる対策とは若干レベルも異なってくるという前提で、異なる設問としております。対策を実施している局は、航空機局については若干低く、30.4%という状況でございます。

次に、23ページを御確認いただけますでしょうか。火災ですとか地震といった具体的な災害を想定して対策していますかと、23、24ページでは聞いております。特に航空管制用無線では、23ページでも100%ですし、次の24ページの火災対策でも100%ということで、一段意識の高い取組が行われている様子というのが、こちらからも見えるところでございます。

航空無線についての御説明は以上です。

○林部会長 市川補佐、ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 今の御説明どうもありがとうございました。

質問させていただきます。資料の19ページと17ページ、19ページから先に見ていただけると良いですが、無線機の使用年数というのがかなりばらついていて、かつ30年以上とか、10年以上とか長いものがかなり多いと思いますが、こういう機器に関しては、計画的に更新するということを考えると、耐用年数とか、何か制約はあるのでしょうか。それが1つ目の質問です。

もう1つ目の質問は、17ページと比較してみると、例えば航空用の管制無線に関しては、約2割のものが狭帯域システムを導入していて、かつ19ページを見ると、うまく対応していると思っておりますが、比較的更新したのが1年とか5年とか短い時間のものが多いので、航空管制用無線に関しては国土交通省が管理しているということもありますので、新しくリプレースした際に、狭帯域

化をするような仕組みになっているという理解でよろしいでしょうか。

例えば、航空無線に関しては、比較的短い時間でリプレースされている、使用年数が短いものであっても、逆に言うと狭帯域化されていないものが結構あるような感じが、この2つのグラフから見えますので、その説明をよろしくお願いたします。

○市川電波政策課課長補佐 まず、笹瀬先生から最初に頂戴した、耐用年数等の御質問ですけれども、特段、電波法上、免許をしたり再免許をしたりする上で、機器の耐用年数ですとか、何年以上使った機器だと免許ができないといった基準があるわけでありませぬので、その技術にしっかり適合しているような機器であれば免許ができるという状況でございます。

ただ、30年前のものをそのまま使い続けているかということ、必ずしもそうとも言えないと思っております、場合によっては部品を交換したり、定期的な保守点検等を行いながら使い続けているものと認識をしております。

次に、狭帯域対応設備について、19ページと17ページのグラフを比較して御質問いただきましたけれども、航空管制用無線で狭帯域対応の設備導入済みが20.1%となっておりますが、その辺りはまさしく先生の御指摘のとおり、航空管制用無線の19ページの図で言いますと、5年以上10年未満ぐらいまでを含めると似たような割合になっているようにも見えますので、その辺りは確かに対応しているような気がしております。

基本的に、総務省として今のところ、何かしら狭帯域の対応設備の導入を義務づけるような規制を講じているわけではありませぬので、基本的には免許人の方が設備を更改する、一新するようなタイミングに狭帯域に対応した設備が導入されていくと、狭帯域対応設備の導入が一層高まっていく状況であると認識をしております。

御質問に対する回答になっておりますでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。ぜひリプレースする機会があるときには、狭帯域化のものを導入するよう推奨していただくとありがたいかと思えます。

以上です。

○林部会長 ありがとうございました。ほかにいかがでございましょう。

○石山特別委員 石山ですが、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 私も先ほどの笹瀬先生の御質問と同じことを疑問に思っていました。もう笹瀬先生に対する御回答で、大体私も納得できたんですけども、1つだけ付け加えて申し上げますと、機器のリプレースの際に、つまり、17ページのところで、導入予定がないのは設備の更新予定がないためですとおっしゃっているのですが、ということは、設備の更新の際には狭帯域システムを導入する意思がある、あるいはしようと思っている、そういった気持ちがあるのかなと思って、そういう目を見たときに、最近、例えば3年以内でも10年以内でもいいんですが、その辺の最近更新した設備の中で、狭帯域対応の設備は何%ぐらいだったのか、最近導入した設備の中で、というような調べ方というのは、大変難しいかとは思いますが、もし可能であればそういった調査もできると、今後どういうペースで機器が置き換わっていくのかなというのを見積もることもできるんじゃないかなと感じました。

そういった調査は多分行っていないですね。

○市川電波政策課課長補佐 石山先生の今の御質問にお答えいたしますと、今回の設問の中では、そういった石山先生のおっしゃったような趣旨での設問というのはございませんが、次回、調査をする際の設問立てというのは、今年の秋口ぐらいに行う予定でございまして、そのときに、今、先生のおっしゃった趣旨の質問を追加するとか、新たに入れるといったことは十分検討可能な

と考えております。

○石山特別委員 承知いたしました。今後、いろいろ検討を続けさせていただきます。よろしく願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○眞田特別委員 すいません、眞田ですけれども、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○眞田特別委員 すいません、勉強不足で教えていただきたいのですが、狭帯域化といった場合には、これは何が変わるんですか。航空機の無線の狭帯域化というのは、フィルターか何かが入ることなんですか。

○市川電波政策課課長補佐 ただいまの御質問にお答えしますと、基本的には、チャンネル幅が若干狭くなりまして、チャンネルが増えることにより、周波数帯幅は、航空無線120MHz帯に割り当てられるものが変わらないとしても、より多くの局が通信できるようになると。よりたくさん通信が収容できるようになるというのが狭帯域化のメリットであると考えています。

○眞田特別委員 その場合に、送信方式、送受信方式が変わるんですか。デジタル化するとか。

○市川電波政策課課長補佐 デジタル化については、今のところ念頭に置かれておりませんので、あまりこの場で確たることは申し上げられませんが、通信方式とか、その内容が変わるものではないと認識しております。

○眞田特別委員 そうすると、アナログの信号の帯域幅をナローにする。

○市川電波政策課課長補佐 はい。

○眞田特別委員 で、チャンネル配置を変える。

○市川電波政策課課長補佐 はい。

○眞田特別委員 その場合に、今、出されている表を見ると、システム対応のしなければいけない制約条件は、管制用の無線のところ、ちょうどチャンネル

配置が来るようなシステムが入っていないのが現状、問題といえば、比較的問題ということになるわけですね。

○市川電波政策課課長補佐 今、画面に表示されている調査結果ですと、20.1ですとか36.5パーセントのところは狭帯域システム対応機器を導入済みと書いてありますが、こちらは狭帯域に対応した設備、電波が出せる設備は既に入っていると。ただ、日本の国内においては、まだ狭帯域に対応したチャンネルプランがありませんので、狭帯域での免許というのが行われておらず、電波が出せない状態にあるということで、御理解いただきたいと思います。

○眞田特別委員 免許以外に技術的な制約もあるのですか。その場合には、航空機と送受信間の問題ではなくて、干渉か何かの問題でそこに制約が入っていると、そういう理解でよろしいですか。

○市川電波政策課課長補佐 干渉等の制約というのは基本、あまり想定されていないのではないかなと思ひまして、基本、送受信ともに、狭帯域に対応した設備が導入されていて、かつチャンネルプランがあつて免許がされていれば、狭帯域での通信が可能になると理解をしております。

○眞田特別委員 航空機は世界中飛んでいるので、航空系は恐らくほぼほぼ対応している、するんだろうと思うのですが、そうすると、管制側というか、空港側の設備と免許が対応していないという、そういう理解でよろしいですか。

○市川電波政策課課長補佐 航空機も、欧州では狭帯域の設備の導入が義務づけられておりますが、それ以外の、例えばアメリカですとかアジア太平洋地域では、必ずしも導入が全て義務づけられている現状ではございませんので、日本に飛んでくる海外の飛行機が狭帯域に全て対応しているかという、現状では必ずしもそうではないと考えております。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございました。中野先生、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。よろしいでしょうか。

私も今のことでお伺いしたいことがありまして、狭帯域化をしたとしても、従来の無線はそのまま使えるのかなとは思っているんですが、一方で、狭帯域化したときに、機器と機器の相性でつながらないとか、つながるとか、その辺りは現状、技術的にはどのようなになっているのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 あまり技術的なところは手に余る部分がございますけれども、狭帯域対応設備の技術的な基準については、ICAOという国際組織の条約の附属書で基準自体が定まっております、基本それに基づいて機器がつくられていけば、相性の問題はそれほど発生しないのではないかと認識しております。

ただ、ここで確定的なことは申し上げられませんので、確認をさせていただければ幸いです。

○中野特別委員 今回の評価で、航空機のところが重点になっているといったときに評価のポイントとして、何を確認すればいいのかというところが、恐らく利用されている側より、利用するためにいろいろ整備を、ルールを含めて整備される側に対してのコメントになりそうです。この指標が出ているときに、どのように解釈すればいいかというところで、ぜひ技術的なバックグラウンドも少し情報をいただけると、議論しやすいかなと感じておりますので、不勉強で非常に申し訳ないんですけど、教えていただければと思います。今後もよろしくをお願いします。

○市川電波政策課課長補佐 承知いたしました。

○林部会長 ありがとうございます。市川様、そういう次第で、後日でかまいませんので、追加の情報等ございましたら、また、事務局を通じて御提供等いただけましたら幸いです。よろしくをお願いいたします。

それでは、池永先生お願いいたします。

○池永特別委員 池永です。御説明ありがとうございました。

私からは20ページ、21ページのところで、運用の取組状況に対する回答の中で、対策を実施していないと回答をされているものが幾つかあるのですが、対策を実施していない、特に運用継続性の確保に対して対策を実施していないというのは、少し不思議な感じがいたしまして、これは、対策をしなくてもいいものなのかどうかというところが気になっておりまして、なぜ対策をしていないかというような、あるいは、対策が必要でない理由のようなものが、もし情報としてありましたら教えていただければと思いますが、そのような回答の情報というのがありますでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 現在、画面に表示をしておりますが、こちら調査結果本誌の2-50では、予備電源を保有していない場合はその理由といったものを尋ねています。あと、2-52、53といったところでは、地震対策、水害対策を実施していない場合は、その理由というものを一段掘り下げて聞くような設問を設けております。

今日、御紹介差し上げた横組みの資料の中では、詳細にわたりますので、この部分はピックアップしておりませんが、調査結果の本紙の中にはこういった情報も含まれているということで、御紹介させていただきます。

○池永特別委員 ありがとうございます。この回答で、私が最終的に知りたかったことは、対策をしなくてもいいのかどうかを考えながら、もし対策が必要と思われるところで対策していないところに対しては、有効利用評価の中で対策をしていただくような形で、何かしらできることがあるのか、あるいは、これは対策していないものはしていないとして、そのまま受け止めてよいのかどうか、その辺りが気になっています。

○市川電波政策課課長補佐 基準的なことで申し上げますと、運用継続性を確保

するための取組が義務づけられている現状ではございません。しかし、無線局によっては、この後、御紹介する市町村防災行政同報無線ですと、まさに災害対策のために整備されているような無線局でございますし、あと、航空無線の中でも、特に航空管制用無線ですと、いざ何か災害が発生したり、運用の継続性が確保できないという場合は、航空機の安全な運用に非常に大きな影響が及ぶ可能性もございます。無線局によって、運用継続性の確保が重要か重要でないかという部分はかなり異なりますし、特段一律にこうでなければいけないという規律はございませんが、今回の評価に当たって考慮いただく事項の1つとして、運用継続性の確保に関する取組状況といったものを御確認いただくということで、評価方針の中には記載されていると認識をしております。

○池永特別委員 分かりました。これは、先ほどありました詳細な回答の中で、そこまで必要でないかどうかを判断できればよいのかなとも思いましたので、詳細は、また見させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。それでは、若林先生、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。これまでの評価がどうだったかということをお伺いしたいんですけれども、例えば航空無線について言えば、発射日数はともかくとして、発射時間を見ると、例えば深夜の通信は少ないとか出ているわけです。発射時間についても、地点ごとにかなり広がりがあったように思えますけれども、もちろん一般論としては、深夜も含めて24時間たくさん発射されているほうが有効とは言えると思うんですけれども、もちろん用途から考えると、それはもちろん難しいのは当然で、こういうことをどのように評価、有効に利用しているかという観点から評価されてきたのかということをお伺いしたいと思って、御質問させていただきました。

こういう場合に、深夜の通信は少ないという事実をつかまえて、必ずしも有

効に評価、使われているとは言えないけれども、先ほど御説明いただいた用途、方針の5番等を考えると、有効に利用されていないとは言えないと評価していたのか、あるいは、そもそも有効に評価されているかどうかというところを考える際に、例えば、深夜の通信が少ないというようなところはあまり考えないで評価をすると、そういうような形だったのか、質問が分かりにくいかもしれませんが、お教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○市川電波政策課課長補佐 ただいまの御質問ですけれども、あくまで全般的な傾向についての御説明になりますが、例えば、非常にたくさんの無線局があり、たくさんの免許人がいて、それが非常に広いエリアで長い時間、電波を放射していれば、間違いなく電波は有効に利用されていると判断できるのではないかと思います。しかし、先生のおっしゃいますとおり、航空無線については深夜の電波の発射が少ないといったような傾向もございます。当然無線局によって使われ方は異なりますので、必ずしも24時間365日電波が常に発射されているとか多く使われているといった状況にはならないと考えます。そういった状況を踏まえて、電波が有効に利用されているかどうかということをごままで判断してきたところでございまして、あまり確定的なことはこの場では申し上げられませんが、航空無線の使われ方については、調査の結果、こういう使われ方がされているというファクトでございまして、それを御認識していただいた上で、電波が有効に利用されていると言えるか、言えないかという御検討をいただきたいと思っております。

○若林特別委員 ありがとうございます。それでは、どちらかというところ、例えば発射時間帯については、あまり、重きを置くかどうかというような形で評価をされてきたということでもよろしいですね。

○市川電波政策課課長補佐 少し補足をさせていただくと、深夜の時間帯は、このグラフですと利用が少ないのですが、使われている時間帯ですと、8割、

9割、電波が発射されている状況で、高い水準に到達しておりますので、総務大臣自身が評価を行っていた時代であれば、恐らくこういった部分に当然着目していただろうと当方としては考えております。

○若林特別委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございました。

特別委員の先生方に一通り、御質問、御意見等頂戴いたしましたけれども、追加で御意見等ございましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、活発な御議論どうもありがとうございました。

それでは、市川さん、続きまして、重点調査結果のうち、60MHz帯の市町村防災行政同報無線につきまして、御説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○市川電波政策課課長補佐 では、資料14-1、29ページ以降に、2つ目の重点調査対象システム、市町村防災行政同報無線、60MHz帯の調査結果をまとめておりますので、こちらも先ほど同様に御説明を差し上げたいと思います。

30ページを御覧ください。こちらも冒頭にまとめを2ページにわたって記載しておりますので、こちらに基づいて御説明を差し上げたいと思います。

まず、①の無線局の数ですが、市町村防災行政同報無線につきましては、前回、令和2年度調査から減少傾向です。具体的には675局減少ということで、減少のトレンドが前々回の調査からも確認できます。

次に、②の無線局の行う無線通信の通信量ですが、こちら年間の発射日数は365日と回答する局が最も多い状況でして、発射時間帯については、日中の通信が多く、深夜の通信が少ないと記載しております。時間帯の偏りについて御紹介できるところがあるとなれば、正午の時間に発射が最も多くなっておりまして、それに次いで、早朝、朝ですとか夕方に電波が発射されている傾向が

折れ線グラフからも見えております。

②の最後の3つ目の矢羽ですが、今後3年間の通信量の増減予定については、多くの免許人が増減の予定なしという回答状況です。

次に、③電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況でございますが、市町村防災行政同報無線はアナログシステムでございまして、それに対応する市町村防災行政同報デジタル無線というデジタル方式もございます。その関係から、デジタル方式の利用率を計算したものを、39ページに記載しておりますので、そちらを御紹介いたします。

既に第12回の部会でも御確認をいただきましたが、まず、左側、全国単位で見た場合のデジタル方式の利用率、すなわち高度化技術の利用率は82.7%と算出をしております。こちら、今回の重点調査対象システムの市町村防災行政同報無線とデジタル方式である市町村防災行政同報デジタル無線の局数を足したものを分母とさせていただいて、そのうち、デジタル方式の局数を分子として利用率を全国的に求めています。

右側に、デジタル方式、アナログ方式の利用率の違いといったものを日本地図で示しております。第12回でも御紹介いたしましたが、デジタル方式のみ利用しているものは緑色、アナログ方式のみを利用しているものは赤色と、その中間で50%以下か、50%超かというところで青と黄色で色分けをしているものでございます。

次に、40ページですが、デジタル方式を導入していない方について、デジタル方式の導入計画の有無といったものも尋ねております。こちらにつきましては、64.9%が「既にデジタル方式導入済み」といった回答をいただいております。こちらのグラフの中では、18.4%が「導入予定なし」と回答いただいております。この方々について、さらに深掘りするような質問がございまして、それが41ページですが、デジタル方式の導入予定がない理由というものを尋

ねたところ、最も多いのは「その他」という回答、それに次ぐのが「廃止予定のため」ですとか、「経済的に困難であるため」といった回答でございました。ちなみに、最も選択が多かった「その他」の中でどういった回答が多かったかという御紹介ですけれども、「検討中であるため」ですとか、「受信機側がアナログ方式なので、それに対応するため」といったものが「その他」として挙げられております。

また、30ページを御覧ください。④免許人の数ですが、こちらも無線局の数と同様に、前回調査から減少傾向で、具体的には275者の減少となっております。

⑤無線局の目的及び用途ですが、免許状に記載されている目的としては「公共業務用防災行政事務に関する事項」が100%となっております、これが目的として書かれております。

⑥の使用技術につきましては、デジタル方式の導入率、利用率ということで③と重なりますので、③をご参照ください。

次に、⑦具体的な使用実態ですけれども、先ほど申し上げた年間の発射日数は365日、深夜の通信が少ないというところを具体的に御確認いただこうと思います。36ページを御確認ください。横棒グラフで、80.8%が青色の「365日」と回答している状況です。次に、37ページ、1日の発射時間帯ですが、正午が最も高くなっており、先ほども申し上げたとおり、朝ですとか夕方にも2番目に低い山が立っているという状況です。

こういった傾向を裏づけるため、発射状況調査を、こちらについても3局実施をいたしまして、その結果を45ページ以降に記載しております。

まず、1つ目のA局ですが、こちらは電波を常時発射してはいませんが、発射日数365日と回答している局です。上段のグラフでは、30日間の調査の期間中、時間的にはそれほど多くありませんが、毎日電波が発射されている状

況がわかります。下段の1日当たりの発射時間帯の平均のグラフですと、12時ですとか朝6時、夕方16時といったあたりの値が高くなっており、先ほど御紹介した傾向と同一のものがこちらで伺えるということで、調査票調査の結果を裏づけるものが取れたのではないかと認識をしています。

次に、46ページを御覧ください。市町村防災行政同報無線については、エリア的な広がりがどうなっているかという調査も、移動計測として、車に測定器を乗せて実施しております。免許人が区間距離ですと回答した距離に応じて、この場合は4kmですけれども、地図に同距離を半径とする丸を記入しまして、その1.5倍の距離である6kmにも丸を記入しております。4kmですとか、1.5倍の6kmの中に、特に右側の地図でございますが、受信感度、受信状況が良い赤色の地点が広がっているということが御確認いただけると思っております。したがって、区間距離的な観点からも、調査票調査の結果が裏づけられたのではないかと考えています。

47ページを御覧ください。市町村防災行政同報無線の発射状況調査を行った3局のうち、次のB局とC局については、常時発射、つまり電波を常に出していますと回答いただいた局を調査対象としてピックアップしています。

その結果、まずB局については、こちらでございます。年間の電波の発射日数は365日と、常時発射ですので当然そうなりますが、それに対応して、調査期間30日の間、毎日電波が発射されている状況です。下段のグラフが1日当たりの発射時間帯ですけれども、本来、常時発射ということであれば縦軸が60分になっておりますので、その60分に達した棒が横に並ぶ状況になるはずでございますが、それとは異なり6分台、7分台といった数字が並ぶ状況になっております。

したがって、免許人は常時発射であると調査票では回答頂いておりますが、実際は6秒ごとに電波を発射するといったような短時間での発射、間欠発

射を繰り返しているのではないかという推測が、実測の結果成り立った次第です。

次の48ページを御覧ください。こちらについてもエリア的な広がりを実測しています。この免許人は、区間距離3.3kmと回答しておりますので、それに応じて丸を2つ記入しております。区間距離3.3kmの中ですが、右側の地図を御覧いただきますと、受信状況の良い赤ですとか、比較的良い白い地点が広がっていることが御確認いただけたと思いますので、こちら区間距離についても、調査票調査の結果を裏づけることができたのではないかと考えております。

49ページを御覧ください。こちらでも常時発射であると回答したC局の調査結果でございます。こちらについても、実際は常時発射ではなく、下段のグラフからすると、4秒程度の間隔を持って間欠的に発射を繰り返している局なのではないかということが実際に測定をしてみて分かりました。

次の50ページを御確認ください。エリア的な広がり調査の結果です。この局については、免許人から区間距離15kmということで回答いただきましたが、15kmの円の中で、受信状況が比較的良かった赤ですとか白い地点が広がっていますので、こちらについても調査票調査の結果が裏づけることができたのではないかと考えている次第でございます。

31ページにお戻りいただけますでしょうか。評価の事項に対応する項目の⑧及び⑨をこちらに記載しております。⑧他の電気通信手段への代替可能性、こちらにつきましては、移行先として、多くの免許人が市町村防災行政同報デジタル無線を回答しており、全体の60.4%がデジタル無線を挙げております。

次に、⑨電波を有効利用するための計画について、計画そのものではございませんが、集計区分ごとのMHz当たりの空中線電力の密集度を調査しております。

38ページを御確認ください。こちら、明るい黄色の部分が、主に市町村防災行政同報無線に割当てられている周波数帯となっておりますが、青い棒グラフ

が、右側のほうに密集している様子が確認できるかと思います。その点からすると、一部の周波数に偏って利用されている状況というのが見えてくるわけですが、この背景としては、そもそも右側の密集しているように見える部分が、市町村防災行政同報無線のみに使用可能となっている周波数帯でございます。それ以外の左側の短い青い棒が立っている明るい黄色の部分というのは、他の業務用の無線局と混在して利用可能になっているという周波数帯でございます。実際、免許をする際には、まず、右側の偏って見える部分で電波を出すことで免許が出せないかを検討して、それが難しそうであれば、左側の低い青い棒が立っているあたりで免許するといったことが、この偏りの理由であるということで、背景として併せて御報告を差し上げたいと思います。

31ページにお戻りいただけますでしょうか。最後の⑩使用周波数の移行計画。こちらについては、先ほど、デジタル方式の導入計画について、アンケート調査の結果を御紹介差し上げましたが、それを再度、御紹介するような形ではございますが、64.9%が導入済みであると、調査対象の免許人は回答しているところです。

市町村防災行政同報無線につきましても、有効利用評価の方針において、考慮事項として位置づけられているものがございますので、併せて御紹介いたします。社会的貢献性につきまして、44ページを御覧ください。災害対策の無線局ということで、公共性のある無線局だと認識をしておりますが、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」のための無線局であるということで、ほぼ全てに近い96.2%の方が回答いただいている状況です。

あと、運用継続性の確保の取組については、42ページを御確認ください。83.5%ですとか84.7%といった方々が、ハード面、ソフト面という両面から、継続性の確保の対策に取り組んでいると回答いただいております。

次の43ページを御確認ください。地震とか火災といった具体的な災害の対

策についても、特に地震対策については、78.2%ということで、火災対策よりもより高い割合で取組が行われているということが調査結果から確認できております。

市町村防災行政同報無線につきましては、以上でございます。

○林部会長 これにつきましては、市川さん、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。40ページを開けていただけますでしょうか。40ページのところで、下側のほうの図ですけれども、デジタル方式の導入計画がないというのは約2割弱ぐらいあると思いますけれども、一方、上の図を見ると、結構長い時間使っているものもあるわけで、そういう面では更新をする際に、デジタル化に切り替えるということは当たり前だと思いますけれども、逆に言うと、かなり長い間、使える状況であるということは、デジタル方式を推奨するためには何らかの意味で、例えばアナログ方式を打ち切る、もう使わなくするとか何かそういう仕組みがないと、ずっと使い続けるとも思われるので、そこについてはいかがでしょうか。デジタル方式を導入する仕組みをするためには、例えばアナログの方式を、あと5年後とかには、もうアナログを停波しますからデジタルへ移るようにと、そういう仕組みをとることは可能なんでしょうか。

以上です。

○市川電波政策課課長補佐 今回の笹瀬先生の質問にお答えいたしますと、以前、比較的似たような御質問をいただいた記憶がございます、そのときは課長の荻原から回答差し上げたと思いますが、自治体によって財政の状況ですとか事

情が様々ですので、基本的には、機器の更改のタイミングにデジタル方式を導入してもらうといったことで、今までデジタル化を進めてきたような状況でございます。何かしら今の時点で、例えばアナログ方式に使用年限を切って、より強制的にといいますか、より強くデジタル方式について取り組むというような状況には、今のところなっていないところでございます。

もちろんその辺りも含めての評価、御判断というものも想定されると考えている次第です。

○笹瀬代理 分かりました。40ページのパワーポイントの一番下のところに、デジタル方式への早期移行等を推進するということがアクションプランで明記されていることもあるので、早期移行等を推進するために、もう少し強い意見を述べてもいいのかなという気もしたわけです。どうもありがとうございました。

○林部会長 どうもありがとうございました。非常に重要な御指摘かと思えます。ほかにいかがでございましょう。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、今回、調査対象になっている市町村防災行政同報無線60MHz帯はアナログの方式ということですが、その移行先としてのデジタル方式というのは、市町村防災行政同報デジタル無線60MHz帯と書かれていますが、今回、調査対象としたものはアナログのシステムだけということよろしいでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 重点調査対象システムとしては、アナログシステムの市町村防災行政同報無線60MHz帯のみを対象としております。ただ、それに関連して、例えば数値を見たり、状況を確認したりということが必要になると思いますので、市町村防災行政同報デジタル無線等の数値も、報告書の中で

は、部分的に引用したり、参考として掲載している状況です。

○池永特別委員 ありがとうございます。私が気になりましたのは、アナログの方式をデジタル化するというのを進めることになった場合に、デジタル化した先が、同じ60MHz帯での市町村行政同報デジタル無線60MHz帯ということになりますと、60MHz帯の周波数帯の利用という観点では、デジタル方式に移行しても、方式がアナログからデジタルに変わるというだけで、60MHz帯の周波数の利用という意味では同じではないのかなと思ったのですが、その辺りをどう考えたらよろしいでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 60MHz帯から60MHz帯に移行する、アナログからデジタルに移行するという観点では確かにそういった部分もあるかと思いますが、例えばデジタル方式になりますと、データ通信もより高速で可能になったりするなど、有効な使われ方という点では、デジタル方式のほうが一段進んだ形になるのだらうと思っております。

○池永特別委員 そういう意味では、同じ周波数資源を使って、高度化を推進するという意味でデジタル化を進めると考えればよろしいでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 基本的には、その認識でございます。ただ、必ずしも60MHz帯のアナログシステムから同じ帯域のデジタルシステムに移行しなければいけないというものでもなく、その辺りは免許人の御判断、意思に委ねられている部分でございます。その観点から御紹介差し上げるとすれば、先ほどデジタル化への移行計画というところで、60%超がデジタル方式を挙げていますと⑩で御紹介しましたが、調査結果の本誌2-71ページでは、移行先として想定されるシステムをそれぞれ挙げております。この設問は、無線局数は減少予定・全て廃止予定としている方の中で、「他の電波利用システムへの移行・代替予定」と回答した方を対象に、移行先、代替先は何か、さらに掘り下げた質問です。字が細かくて恐縮ですが、灰色で塗られているところが市町村

防災行政同報デジタル無線、それ以外に、例えば携帯電話網ですとか、次に多いものですと、MCAですとかページャーを活用した同報系システムですとか、そういったものを代替先、移行先として考えている免許人もいらっしゃるということが、この辺りから見えてきます。

これらについては、必ずしも60MHz帯と同じ帯域ではなくて、全く違うシステムへの移行ということになりますので、こういった選択肢もあるということ御理解いただければと思います。

○池永特別委員 よく分かりました。ありがとうございます。

周波数再編アクションプランが意図しているところとしては、60MHz帯のアナログのシステムが、同じ60MHz帯の中でデジタル方式に変わるということでも問題ないのでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 アクションプランを作成した担当にも確認しなければ確定的なことは申し上げられませんが、デジタル方式のシステムへの移行という観点からすると、60MHz帯の中での移行もあるでしょうし、他のデジタルシステムへの移行ということも両方読めるような形に見えると、御指摘いただいて私も感じております。

○池永特別委員 状況はよく分かりました。ありがとうございます。私から以上です。

○林部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょう。

○石山特別委員 石山ですが、よろしいですか。

○林部会長 まず、石山先生からお願いいたします。

○石山特別委員 失礼してお先に。市町村防災行政同報無線というのは、これは私の個人的な考え方かもしれませんが、ほかの通信と比べて少しキャラクターが違うのではないかなと思っておりまして、つまり、いざというときに備えるべき通信だと私としては思っておりまして、そうすると、日頃から使ってい

ますというのは、いざというときに備えて日頃から訓練している、そういうイメージで私としては捉えております。

いざ大事が起こったときに、正しく皆さんに情報を伝えられる。今は音声で伝えているけれども、デジタル化することによって音声以外の文字とか画像とか動画とか、そういったものも使えるようになるということで、それは大変素晴らしいなと思っていますが、そのシステムに対して、電波の有効利用という立場に立ったときに、何をもって有効に利用されているのかを、きちんと考えておかなければいけないなと私自身は思っていて、参考までにお伺いしたいのですけれども、過去、総務大臣が評価をするという形にしていた頃は、この評価に関してはデジタル化の度合いをもって評価していたということによろしいんでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 石山先生の御質問にお答えする前に、まず、石山先生から御認識として伺った点について、コメント差し上げたいと思うんですけども。

○石山特別委員 お願いします。

○市川電波政策課課長補佐 まさしく先生のおっしゃるとおり、今回、調査結果として確認をしているものは、災害時に備えて整備されているシステムが、災害時ではない平時にどの程度使われているかといったことを、実測等もしたものにすぎません。その点では、本来の使い方とは異なる使い方を平時にしているものについての調査結果だということは、前提として御認識いただくとありがたいと思います。

質問として頂戴した、これまで総務大臣がどのように評価をしていたかという点でございますが、同様の災害時を対象にしたシステムについて、デジタル化という観点だけで評価をしていたか等については預らせていただいて、過去に災害対応のシステムについて、どういった視点から評価をしていたのか、

類似の参考になるようなものがあれば、改めて御紹介させていただければと思います。

○石山特別委員 承知いたしました。実際に災害が起こったときにどのように使われたかというのも当然調べるべきですし、大切なことではあるのですが、でも、でも、多分今やっていることはそうではなくて、平時のときにきちんと使えているかどうかということを確認することで、平時に使えているから災害時も恐らく使えるであろうという形でやる、そういう調査をすることに関しては、私は全く異論がございませんので、それで進めるものだと思っておりますので、それはコメントさせていただきました。どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。これも非常に重要な御指摘だと思えました。若林先生、先ほどお顔が少し見えておりましたけど、御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

○若林特別委員 タイミングが悪くて申し訳ありません。

私も石山先生のおっしゃった点は問題意識として持っておりまして、何が有効利用と考えられるのかという点については問題意識を持っておりまして、もし可能であれば、実際に発射状況調査等を行ったところに、発射の用途といたしますか、目的というのでしょうか、例えばきちんと発射できるかを常時確認しているのですとか、どういう用途、どういう趣旨で発射をされているのかというのを確認いただくことは可能でしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 今回の発射状況調査ですけれども、免許人に対しては特段の通知、連絡等を行わずに、選定したところについて、測定器で測定をしたものでございますので、いきなり「実際にふだん、どういう使われ方をされて、その意図は、目的は何ですか」と質問をすると、面食らう可能性もございますが、何かしらか確認する手段を検討させていただければと思います。

○若林特別委員 ありがとうございます。

それから、もう一つ、確認ですけれども、先ほどの防災用の無線の、実際に地震対策、あるいは火災対策がされていないという、防災用のものなのに地震対策がされていないということに一瞬びっくりしましたが、これは、理由としては無線局の廃止や更新、あるいはデジタル移行や移転等の予定があるためということが主たる理由ということであれば、これはさほど懸念するような理由のものは少ないという理解でよろしいのでしょうか。

○市川電波政策課課長補佐 今表示しております、43ページでございますが、例えば火災対策の有無で、オレンジ色ですとか灰色となっているような部分は、一部の局について対策を実施している、対策を実施していないというところですが、例えば火災対策を実施していない20.1%については、下に主な対策を実施していない理由も記載しております、設置場所等の理由で対策が困難であったり、そもそも必要ないと考えられるといった回答をしている免許人もございました。

これは設置されている場所が、そもそも何かしらか既に別の対策が施されていて、無線局について火災対策を実施しなくても大丈夫というようなものも含まれていると思いますので、灰色の部分が全くもって継続性が確保されていない、火災になったら駄目になってしまう無線局かということ、そうとも限らないということも見えていると思っております。

○若林特別委員 承知しました。ありがとうございます。

○林部会長 どうもありがとうございました。ほかに眞田先生、中野先生。中野先生、手が挙がりました。お願いいたします。

○中野特別委員 私も非常に簡単な質問させてください。防災無線で準備されていて、毎年恐らく防災関連の、村民を挙げてとか町を挙げて、例えば9月1日とかに訓練をやっていたりすると思います。そういうときに連動して使われているなどというようなアンケートというのは、今のところ、読み取れなかつ

たのですが、いわゆる防災ということに関して、防災のほかの活動と電波部分がきちんと使われて連動しているかということは、どこのアンケートから見ると分かるのでしょうかというのが1つ質問です。もう一つは、実は先ほど石山先生とかからも御指摘があって、ここってもう使われていなくても本来起きたときには必要になる部分なので、有効利用という観点からいうと、本当に緊急なときに使えるということに対してどう対応しているかというアンケートを今後は取ったほうがいいのではないかと思います。これは今回の評価ではなくて、今後に向けてになります。その辺り、何かお考えがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○市川電波政策課課長補佐 ただいまの御質問についてお答えいたしますと、今回の調査の設問の中で、例えば訓練の中でどういった使われ方をされているかは、盛り込まれておりません。「年間を通じて何日ぐらい発射していますか」ですとか、「月に平均何日ぐらい発射していますか」という発射日数という観点からの質問の回答しか取っていないのが現状でございます。

ですので、先生がおっしゃられたような訓練での使われ方ですとか、より非常時を想定したような具体的な使われ方が把握できるような設問の立て方というのは当然、今後工夫していくべきところと感じた次第でございます。ありがとうございます。

○中野特別委員 どうもありがとうございます。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。これも重要な御指摘いただきました。ぜひ、今後の改善をお願いしたいところでございます。

眞田先生、いかがでございましょう。

○眞田特別委員 すいません、1点お伺いしたいのですが、発射状況調査をされていて、ある受信レベル以上のところを、受信できるかどうかという確認をされていると思う、されていらっしゃるんですけど、これの趣旨というか、現

状把握していないんですが、防災無線の受信機が置いてある場所というのは、何かガイドラインとか誓約事項とかというのはあるのでしょうか。

一番重要なことは、ちゃんとどここの距離であれ、受信機に届くということが重要なのだらうと思うのですが、何km以内で届けばいいという評価がいいのかどうか、そこを考えていたんですが。漠然とした質問で恐縮ですけども。

○市川電波政策課課長補佐 ただいまの眞田先生の質問にお答えいたしますと、特にガイドラインといったようなもので、区間距離が何km以内でなければいけないといったものが定められているわけではないと思います。

今、画面に表示しているA局ですと、区間距離4kmと免許人は回答しておりますので、恐らく発射1、発射2の2方向に電波が発射されていると思うのですが、この方向の半径4kmの円の中に、拡声機等で音声を流す受信機が設置されているのではないかと推察をしております。

実際に、免許人が無線局を開設する際には、円の中心にある無線局を建てるだけではなく、受信機も当然設置した上で、実際に使えるか、電波をちゃんと受信して、音声が行くかどうかを確認して、無線局を開設すると思います。まずは、免許人のほうで無線局を開設する際に、その辺りの受信状況ですとか、きちんと使い物になるかという辺りを確認されて、無線局を運用されているものだと認識をしております。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。先生方から一通り御質問、御意見を頂戴しました。追加で質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、私からも一言、市町村防災行政同報無線のデジタル方式への早期移行につきましては、全体として、周波数アクションプランでうたわれているように、着実かつ順調に進んでいると理解いたしました。ただ、先ほどの眞田

先生の御質問、御意見に関係するところがございますけれども、例えば経済的理由等によって、デジタル化方式への移行を依然として、ためらっている自治体も、41ページですか、数の上では少数ではありますがもの存在しているのは確かだというようなことがございますので、この点、昨今の自治体の財政状況に考えますと、経済的理由というのは悪化することはあっても、財政に余裕ができてデジタル化に新規に予算を振り向けるということは現実的にはなかなか難しいように思いますので、他方で日本全国、言うまでもなくどこでも、どこであっても災害対策待ったなしという状況の中で、このまま財政状況の厳しさを理由に、今後もずっとデジタル方式への移行がままならないということになってしまうのを、私としては、電波の有効利用、特に電波利用の高度化も、先ほどお話のあった電波利用の高度化、あるいは視点を変えれば、災害対策の多重化ということかと思えますけれども、こういった観点からは若干危惧を覚えるところがございますので、そういう次第で、これらの経済的理由を挙げた自治体につきましても、あるいは経済的理由に限らず、そのほかの理由についてもそうですけれども、自治体を取り巻く環境というのは様々かと存じますので、一律の対応は難しいかと思えますけれども、まずは、そういった個別事情をさらに電政課のほうで可能であれば把握していただいた上で、それを踏まえた上でアクションプランに明記されている以上、着実にデジタル方式に移行できるように、原課におかれまして、ソフトの働きかけと申しますか、デジタル方式への移行推奨、あるいはデジタル化のメリット等についての啓蒙といえますか、そういったところをお願いしたいと思います。

質問というよりはコメントでございます。よろしく願いいたします。

○市川電波政策課課長補佐 林先生、どうもありがとうございます。

確かにアクションプランに早期の移行を推進すると記載してございますので、その方向で、先生の今の御指摘を踏まえつつ、取組を進めてまいりたいと思っ

ております。

○林部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上でございますけれども、市川補佐、どうも御説明ありがとうございました。

(2) その他

○林部会長 それでは、次回の部会開催などにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。

1点、御報告をさせていただきたいことがございます。3月31日、電波監理審議会がございまして、そこで令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果及び意見募集の際に、提出のありました意見に対する電波監理審議会の考え方について、審議の結果、案のとおりとしまして、総務大臣に対して報告を行っております。

また、同日、有効利用評価結果と意見募集の結果につきましては、報道発表を行っておりますので、御報告を申し上げさせていただきます。本日、参考の14-1といたしまして、有効利用評価結果の確定版をつけさせていただいておりますので、また、御覧いただければと思います。

御説明は以上となります。

それから、次回の部会の開催などにつきましてでございますけれども、次回は4月24日、月曜日、15時から開催予定とさせていただいております。なお、開催の方法につきましては、別途、事務局のほうから御案内をさせていただければと思っております。

本日、活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。先ほどの質

疑の中で、航空無線でいきますと技術的な観点での補足の説明が必要なものですとか、または、防災対策関連の無線局に関する過去の総務省の評価結果など、これにつきましては担当課のほうで準備させていただきまして、また、事務局のほうから別途、先生方に御連絡をさせていただきたいと思っているところがございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林部会長 宮澤様、どうもありがとうございました。

先ほど宮澤様から御説明ありましたように、有効利用評価結果と意見募集の結果につきまして、報道発表が行われたところがございますけれども、この点につきまして、もし御質問、御意見がございましたらお願いできればと存じます。よろしゅうございましょうか。

特段、3月31日の報道発表につきましては、御質問、御意見等はないようでございますので、これはこれにて終わりということにいたしまして、次回の部会につきましては、これも先ほど事務局の宮澤様から御案内ございましたけれども、4月24日の月曜日、15時の開催ということでございますので、御予定のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日、頂戴した議題は以上でございます。全体を通して先生方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

閉 会

○林部会長 それでは、大変失礼いたしました。これにて有効利用評価部会の第14回を閉会したいと思います。本日もお忙しいところ、どうも活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。

これにて閉会いたします。